

指定廃棄物の指定解除の仕組みについて

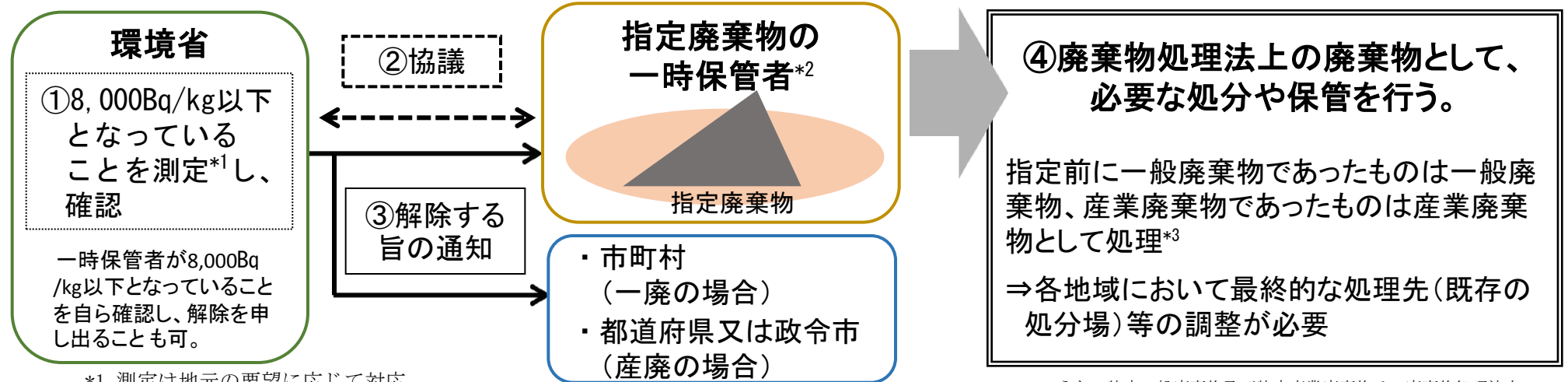
平成28年4月28日 改正省令公布・施行

【 目的 】

- ◆ 放射性物質に汚染された廃棄物のうち、8,000Bq/kgを超える濃度のものは、特別な管理が必要となるため、環境大臣が指定し、国が処理することとなっている。
- ◆ 一方、放射能の減衰により8,000Bq/kg以下となった廃棄物は、通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能である。8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の下で処理が進められてきている。こうした状況を踏まえ、これまで規定されていなかった指定解除の要件や手続きを整備した。

【 仕組み 】

- ◆ 指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は、一時保管者や解除後の処理責任者（市町村又は排出事業者）と協議した上で、指定を解除することができる。
 - ※ 協議が整わない場合、指定の解除は行わない。
- ◆ 指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下で必要な保管・処分を行う。
 - ※ 指定解除後の廃棄物の処理が円滑に進むよう、8,000Bq/kg以下の廃棄物の安全性の説明等、環境省でも必要な技術的・財政的支援を行う。



*1 測定は地元の要望に応じて対応。

*2 一時保管者と解除後の処理責任者が異なる場合は、処理責任者も対象。

*3 このうち、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物は、廃棄物処理法上の処理基準のほか、特措法上の特別処理基準として上乗せあり。

放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部改正省令概要

1 指定解除の要件等

- (1) 8,000 Bq/kg 以下であることを環境大臣が確認する場合（改正省令による改正後の規則第 14 条の 2 第 1 項）

環境大臣は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める方法により、指定廃棄物のセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度を調査した結果、その合計の放射能濃度が 8,000 Bq/kg 以下になっていると認めるときは、当該指定廃棄物に係る一時保管者（特措法第 17 条第 2 項（第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により指定廃棄物の保管を行う者をいう。以下同じ。）及び処理責任者（指定解除後の廃棄物について廃掃法第 6 条の 2 第 1 項の規定により収集、運搬及び処分（再生することを含む。）しなければならないとされる市町村又は第 11 条第 1 項の規定により処理を行わなければならないとされる事業者をいい、当該指定廃棄物に係る一時保管者を除く。以下同じ。）に協議を行った上で、当該指定廃棄物について指定解除することができる。

ア 特措法第 16 条第 1 項の報告に基づき第 17 条第 1 項の規定による指定を受けた廃棄物 規則第 5 条で定める方法

イ 特措法第 18 条第 1 項の申請に基づき第 17 条第 1 項の規定による指定を受けた廃棄物 規則第 20 条で定める方法

- (2) 8,000 Bq/kg 以下であることを一時保管者が確認する場合

- ① 手続の流れ（改正省令による改正後の規則第 14 条の 2 第 2 項）

一時保管者が、1（1）①ア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める方法により、指定廃棄物のセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度を調査した結果、その合計の放射能濃度が 8,000 Bq/kg 以下になっていると思料するときは、環境大臣に対し、当該指定廃棄物の指定解除を申し出ることができる。

申出を受けた環境大臣は、申出に係る調査が 1（1）①ア又はイに定める方法により行われたものであり、かつ、当該指定廃棄物のセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の合計が 8,000 Bq/kg 以下になっていると認めるときは、当該指定廃棄物に係る処理責任者に協議を行った上で、当該指定廃棄物について指定解除することができる。

② 申出の方法（改正省令による改正後の規則第 14 条の 2 第 3 項）

一時保管者が行う指定解除の申出は、次に掲げる事項を記載した規則様式第一号の二による申出書に、1（2）①の調査の対象とした指定廃棄物の写真並びにその保管の状況を明らかにする書類及び写真を添えて、これを環境大臣（管轄の地方環境事務所長）に提出して行うものとする。

ア 申出をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 1（2）①の調査の対象とした指定廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先

ウ 1（2）①の調査の対象とした指定廃棄物の種類、数量及び指定を受けた年月日

エ 1（2）①の調査の対象とした指定廃棄物に係る試料の採取の方法及び当該採取を行った年月日、当該試料の分析の方法及び結果並びに当該結果の得られた年月日、当該分析を行った者の氏名又は名称その他調査の結果に関する事項

オ 申出をする者と 1（2）①の調査の対象とした指定廃棄物に係る処理責任者が異なる場合にあっては、当該処理責任者の氏名又は名称及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 指定解除する旨の通知（改正省令による改正後の規則第 14 条の 2 第 4 項）

環境大臣は、1（1）又は（2）により指定解除することとなったときは、あらかじめ、その旨を次に掲げる者に通知するものとする。

① 指定解除する指定廃棄物の一時保管者及び処理責任者

② 指定解除する指定廃棄物が、指定解除後に一般廃棄物に該当する場合にあっては当該指定廃棄物の所在する市町村、産業廃棄物に該当する場合にあっては当該指定廃棄物の所在する都道府県又は廃掃法第 24 条の 2 第 1 項の規定によりその長が廃掃法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を行うこととされた市（①に掲げる者を除く。）